

- 教育と環境
- 学校環境衛生
— 日常点検と処置 —
- 日本学校歯科医会
社団法人設立10周年

会報をよくするため、読者のご意見を求めています。お葉書をお寄せください。

The School Health (No.139)

学校保健

昭和56年11月1日発行
(隔 月 発 行)

発行 日本学校保健会
東 俊 郎
〒105 港区虎ノ門2-3-13 第18森ビル
電話 (501)3785・0968
振替口座 東京 4-98761
頒価1部100円(送料共)

教 育 と 環 境

教育とは、児童・生徒の心身のうちにある成長発達の芽ばえを伸ばすように助長することであるとされているが、この成長発達の助長ということは、成長発達に好適な環境を構成することによって可能となる。

児童・生徒にとって、学級は学校生活における学習と生活の基礎である。したがって、学級経営には、まず、学習の効果を高めるための条件を整えることが重要であるといわれているが、これには、与えられた条件のなかで、児童・生徒の身体的、情緒的、知的、社会的発達に適した環境づくりが行われる必要がある。

この環境づくりのための活動の一つとして、学校環境に関する日常の点検と処置は、すべての教師によって理解され、実践されるべき活動であろう。

学校環境衛生委員会委員長・筑波大学教授 小 林 和 夫



あけゆく海 横浜港
横浜南小歯科校医 内 山 泰

本号は、昭和55年度に出版した「学校環境衛生」を要約し、学校保健に深い係りのある方々とともに考えるため編集しました。(発行所 第一法規：800円)

学校環境衛生 ー 日常点検と処置 ー

はじめに

学校環境衛生について、日本学校保健会においては昭和48年度から学校環境衛生委員会を発足し、「学校や地域社会の環境が、児童・生徒の健康および学習能率にいかに関連するか」についての調査研究を行うことになった。その事業内容の一つとして、昭和52年全国的な調査を行い各学校における環境衛生についての調査を行った結果、日常点検については、その内容について十分な理解が得られていないこと

がわかった。

その後、昭和53年3月31日に学校保健法の一部改正が行われ、第2条に学校は環境衛生検査の計画を立て、実施しなければならないことを明示し、同年4月1日学校保健法施行規則が改正になり、第2章の2 環境衛生検査及び安全点検の章が新設され、環境衛生検査の内容について詳しく示された。次に関係条文をあげておく。

第一節 環境衛生検査

(環境衛生検査)

第22条の2 法第2条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、次の各号に掲げる項目について行わなければならない。

- (1) 飲料水及び水泳プールの水の水質並びに排水の状況。
- (2) 水道及び水泳プール(附属する施設及び設備を含む。)並びに学校給食用の施設及び設備の衛生状態並びに浄化消毒等のための設備の機能。
- (3) 教室その他学校における採光及び照明。
- (4) 教室その他学校における空気、暖房、換気方法及び騒音。
- (5) その他校長が必要と認める項目

2. 前項各号に掲げる検査の項目のうち第4号

に掲げるものは、地域の実情等に応じ検査の項目から除くことができる。

3. 学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。

(事後措置)

第22条の3 学校においては、前条の環境衛生検査を行ったときは、その結果に基づき、必要に応じ、施設及び設備の修繕等環境衛生の維持又は改善の措置を講じなければならない。(日常における環境衛生)

第22条の4 学校においては、前2条に定める措置をとるほか、常に、教室等の清潔の保持に努めるとともに、換気、採光、照明及び保温並びに飲料水、学校給食用の食品及び器具、ごみ処理場、便所等の衛生管理を適切に行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。

このような状況のもとで、学校環境衛生委員会では日常点検を中心として、学校でどのような内容について、どのような進め方をすべきかについて検討を行い、この本をまとめたもので、学校の全教師がこの内容について理解を深めていただくことを望んでいる。

1. 卵の黄身と白味

私達のまわりを囲んでいる環境を考えると、卵の黄味と白味の関係ということが出来る。黄身が人間であり、白味が環境と考えると、白味が悪くなると、黄身も影響を受けてくる。黄味を安全に保つためには自身を良くする努力をしなければならない。

児童生徒にとっては環境の影響は大きい。私達の身体には変化するさまざまな環境からの刺激に対して反応し、調節機能を働かせることによって、それに適応することが出来る。しかし長期にわたる継続的な刺戟や、短期間でも強烈な刺戟によっては適応は不可能となり、慢性的にも急性的にも障害を生ずることになる。

一方学校環境衛生の大きな目的の一つとして、学習能率の向上がある。学校は教育の場である以上、その効率を高めるといことは最も望ましいことである。学習環境を良くし、学習をし易い場を作るといことも私達は考えなくてはならないことである。ここに学校環境衛生日常点検の大きな目標がある。

2. 学校環境衛生の内容

それでは学校環境衛生というが、その内容はどんなものがあるであろうか。

先にあげたように、学校保健法施行規則の中でその内容が示されているので、ここにくどくど述べる必要もないと思うが、2, 3解説しておきたい。

まず定期検査については、第22条の2に規定されているが、第5号として、その他校長が必要と認める項目というのがある。

学校環境衛生検査の基準として、昭和39年保健体育審議会から答申され、参考とするようにということで文部省体育局長から通知で示されている「学校環境衛生の基準」がある。この中で示されている項目は4頁第1表の中央に示したように15項目あげられている。そのため校長の必要と認める項目については、この15項目の中から、それぞれの学校で必要とする項目を選び実施することになる。(第1表左欄)

日常点検については第22条の4に示されているが、条文の最後にごみ処理場、便所等とあげられており、この「等」というのは、それぞれの学校の環境衛生の実態に基づいて実施する必要がある項目を積極的に取上げるべきことを示しているといえる。そこでこの「等」として考えられる項目を第1表右欄にあげてある。

3. 日常点検の内容

日常点検を行う項目については一応理解されたとして、その内容についてはどのようなものがあるであろうか。

日常点検というのは時々刻々変化する環境に対応して、教室ではどうしたら良いかということ調べて、例えば照明については、「黒板面や机上における文字、図形などが、十分に見える明るさがあり、また、黒板面や机上及びその周辺に見え方をじゃまするまぶしさがいいこと」ということが日常点検の内容であって、難しいものではなく、誰でもが出来る、また関心を持たなければならないものである。

このような日常点検の内容について、各項目について示されているが、紙面の都合もあってここに示すことが出来ないで、本書を読んでいただきたい。

なお、日常点検を行うに当たって特に注意していただきたいことは、点検担当者をきめておくということである。教室内の項目については、学級担任また

は教科担任が行うわけであるが、教室外の項目については分担をきめ、担当者をはっきりきめて行うことが必要である。学校内における日常点検の1例を第1図にあげておく。

4. 児童生徒はどのような参加をすべきか

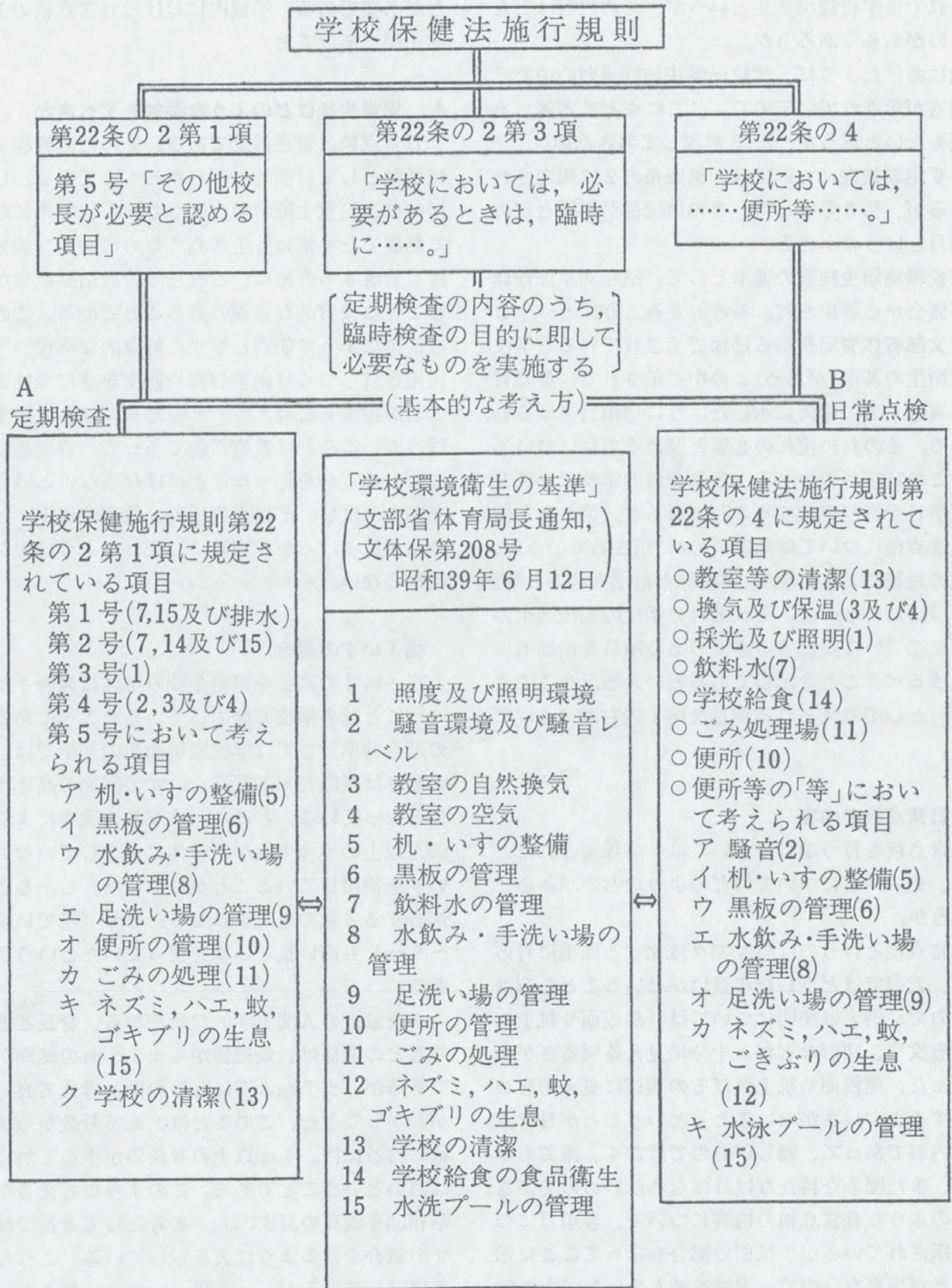
日常点検は管理活動である。そのため教職員の組織活動として計画的に行われるべきである。しかし同時に、児童生徒が現在はもちろん、将来にわたって健康でたくましく生きぬくために必要な能力や態度を育成するために、これらの管理活動に参加させることは教育的な意義のあることである。このような活動によって学習しやすく健康的な学校や家庭の環境を自らつくり出す習慣や態度を身につけさせることが出来ると考える。そのためには、児童生徒が行っている活動は教育活動であって、管理活動としての日常点検を行ったことにはならないということをはっきりし、その教育活動は教育課程上、どのように位置づけるかを明確にして行うようにしなくてはならない。

机・いすの適合

机・いすの高さを児童生徒の身体に適合させるということは各学校で努力しているところである。この適合基準としては学校環境衛生の基準では、机面の高さは座高/3+下腿長、いすの座面の高さは下腿長となっている。ところが文部省の調査によると、80%以上の児童生徒が、身体に適合していない机、いすを使用していることがわかった。しかも各自に適合する号数の上限よりも2~3号(机でいえば6~9cm)も高い机・いすを使っていたということである。

また最近の人間工学的な研究から、身長と適切な号数との関係は、最適値から±3.5cmの範囲が理想であるが、±7cmまでは許容範囲と考えて良いことがわかってきた。このことは、ある号数から次の号数に移るには、7cm以上の身長差が生じてから行えば良いということである。このような考え方から、昭和55年改正のJISでは、参考として身長で机・いすの適合をするように表を示している。これを第2表に示してあるが、一方机・いすには第2図に示したような表示板をつけ、偶数号には地色は色彩をつけ、号数と同時に適応身長を明記することとなっている。

表 1 学校環境衛生の具体的な項目及び予想される項目



(注) A及びBの表の内容の()の数字は「学校環境衛生の基準」に示される項目の番号である。

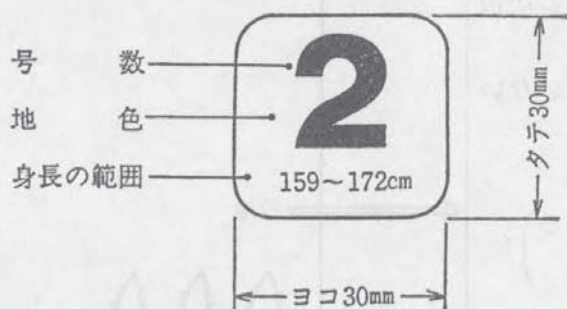
適合として、望ましいのは基準に示されているものに努力すべきである。
 のであるが、少くとも身長による適合には合うよう

表2 机・いすのJIS号数と適応身長 (単位: mm)

机・いすの号数	机の高さ	いすの高さ	適応身長の範囲	地色の表示
1号	730	440	166以上	白 (N9.5)
2号	700	420	159~172	青 (2.5P B5/8)
3号	670	400	152~165	白 (N9.5)
4号	640	380	145~158	緑 (2.5G5/8)
5号	610	360	138~151	白 (N9.5)
6号	580	340	131~144	黄 (4.5Y8.5/14)
7号	550	320	124~137	白 (9.5)
8号	520	300	117~130	だいだい(2.5Y R6/13)
9号	490	280	110~123	白 (N9.5)
10号	460	260	103~116	赤 (4R4.5/14)
11号	430	240	96~109	白 (N9.5)

備考 管理の便宜上、偶数号のみを使用しても差し支えない。

図2 表示板



(注) 地色は、偶数号には色彩、奇数号には白色を使用する。

5. 定期検査の項目

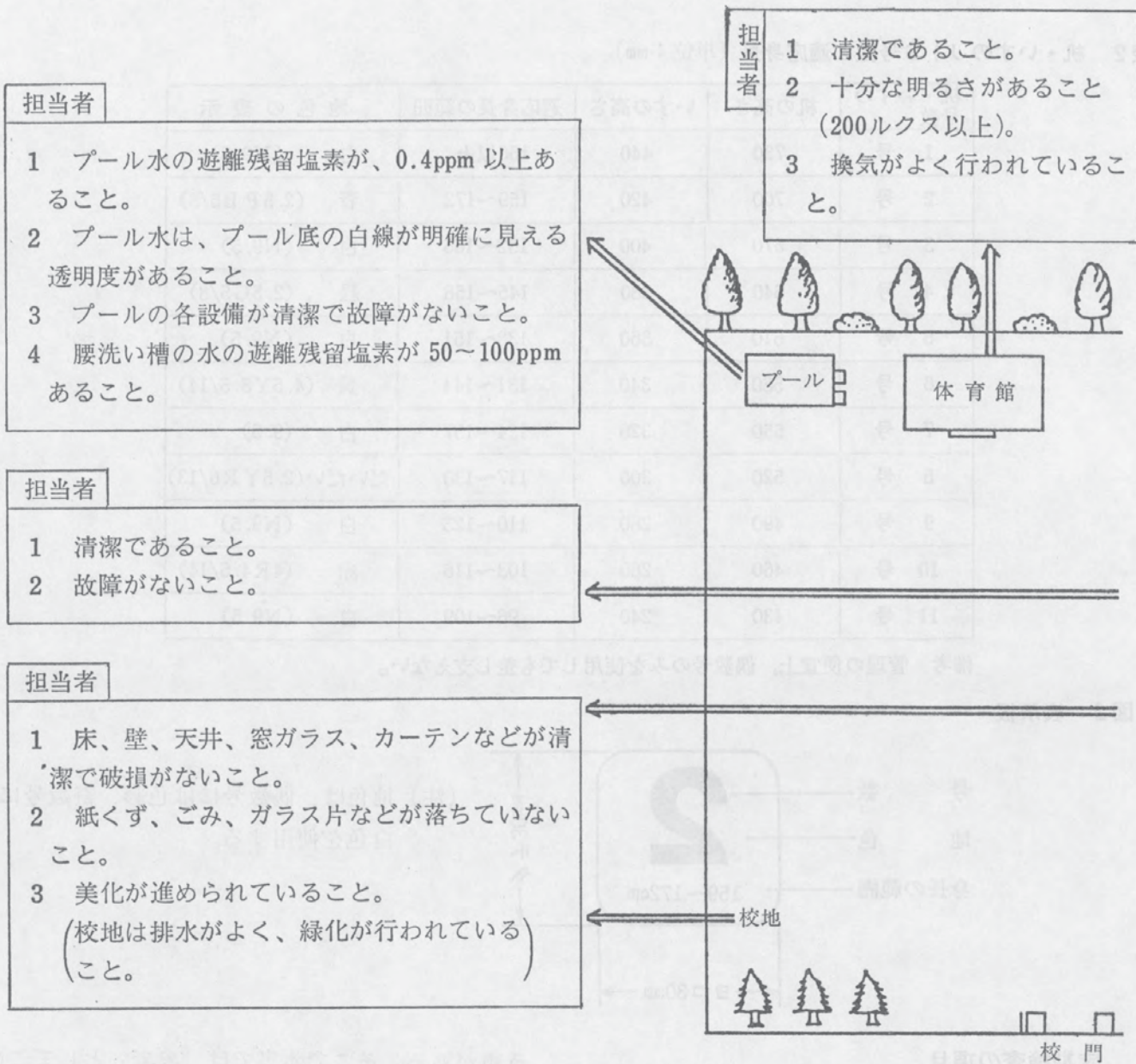
日常点検をどのように進めるかを考える上で、では定期検査はどんなことを行っているかを知りたいという声がある。定期検査の項目は学校保健法施行規則第22条の2に示されているが、検査法の詳細は昭和39年文部省体育局長から通知された「学校環境衛生の基準」を参考として行われている。しかしながら、この基準は20年近くも前に出されたものであり、その後関係法令とか学問の進歩にともなって、定期検査の項目やその内容等について改正して考える必要も出てきている。しかし、この基準は保健体育審議会の答申であって、保健体育審議会が改めて出さない限り、その内容を改正することは出来ない。実際に検査を実施するときには、実施者の考えにより改正すべき点は改正して行っていることが多いので、そのような考え方を加味したものがほしいとい

う声がある。そこで本書では「参考」としてこのような考え方をに入れて、基準を訂正したものを示している。しかしながら、これはあくまでも一つの考え方であり、何等公的に示されたものではないことを知って利用していただきたい。

むすび

学校保健法の改正により、学校環境衛生の日常点検が明確にされてきた。これを効果的に進めるための計画の立て方、組織作り、その点検内容等について明らかに出来たものと考えている。要は日常点検の必要性と内容について教職員すべてが正しく理解し、それを実施し、児童生徒の健康と、学習能率の向上をはかることであろうと考え、本書がその一助になれば幸と思っている。 (抄録 飯森 関男)

図2 環境衛生活動における日常の点検と処置 (参考例)



学校環境衛生の現状は？

健康を規定する要因の一つとして、環境の問題がきわめて重要であることは、よく知られている。

しかし、その重要性は認識されつつも、ややもすると一部の学校保健関係者の活動にとまり、学校長をはじめとする全教職員による、組織的な活動にまで発展していない面もみられ、学校保健の他の領域に比して、活発とはいいがたいのが現状である。

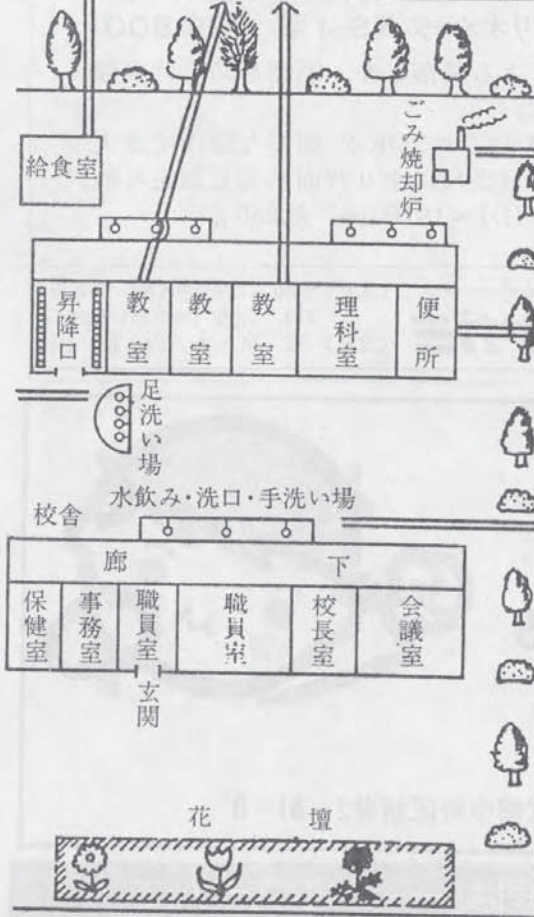
(「学校環境衛生」はしがき より)



学級担任、教科担任及び担当者

- 1 清潔であること、特に黒板がよくふかれていること。
- 2 十分な明るさ(机上面200ルクス、黒板面300ルクス)があり、まぶしさが無いこと。
- 3 換気がよく行われ、気温は10℃以上であること。
- 4 机・いすは、清潔で破損がなく、身体に適合していること。
- 5 騒音がないこと(教師の声がよく聞きとれること)。

給食担当者
別紙



担当者

- 1 炉は、破損しておらず、その周囲は清潔であること。
- 2 ごみ処理が円滑に行われていること。

担当者

- 1 清潔で、換気が十分行われ、臭気がないこと。
- 2 排水溝、扉などの施設・設備に故障がないこと。

担当者

- 1 飲料水には遊離残留塩素が0.1ppm以上あること。
- 2 飲料水は、異常な臭い、味、にごりがないこと。
- 3 水飲み場及びその周辺は清潔であること。
- 4 水飲み場の設備に故障がないこと。

社団法人設立10周年記念式典開催さる

昭和56年6月20日午後3時より東京九段のホテル・グランドパレスにて厳粛の内にも華やかに開催された。表彰者140名、感謝状が8名に贈られ、文部大臣代理柳川体育局長、日本学校保健会東会長、日本歯科医師会山崎会長、東京都歯科医師会川上会長より祝辞があった。つづいて神田ばやしの軽妙なるリズムに迎えられて記念祝賀会に移り、日本学校歯科医会の益々の活躍を誓いあった。

なお、明年は創立50周年にあたるので「創立50周年誌」の発刊を予定している。



日本学校保健会編

学校保健の動向

昭和56年度版

定価 2,000
円200

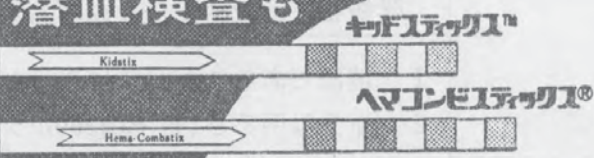
学校保健の実態をとらえ現場に生かす白書!

運動機能検査

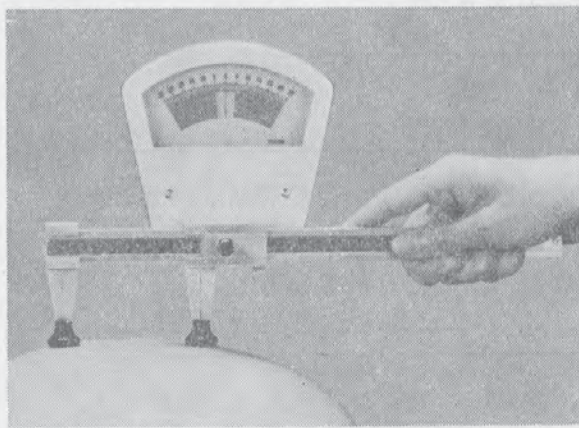
定価 900
円160

—健康の評価のために—
積極的な健康づくりに大きな役割!
〈京都市右京区山内大町・東山書房〉

学童の集団検尿には 潜血検査も



製造元: エームス事業部 販売元: 三共株式会社
マイルス・三共株式会社



ヤガ三 脊柱側弯症計測器

《新発売》 スコリオメータ YS-1型 ¥29,800

- 検者の主観による見落としや、誤認を防ぐ背面傾斜角測定方式。
- 背面にあてがうだけでOK!! 簡単な操作で確実なチェック。目盛尺により背面高差も測定可能。
- 約31(W)×5(D)×18(H)cm, 約280g



健康なあすを見つめる

株式会社 ヤガ三

〈本社〉〒460 名古屋市中区丸の内3-2-29
TEL 名古屋 (052) 951-9251
〈支店〉東京・大阪・福岡

育ちざかりのひと粒!

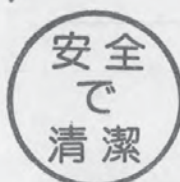
体力をつけ健康を保つ

カワイ 肝油ドロップ



製造発売元 河合製薬株式会社 東京都中野区新井2-51-8

これからの教室、体育館などの学校清掃管理は——SCSシステムで!



- 塗るだけでピカピカ!!
- 滑らないので、安全です。
- 水性タイプなので清潔です。



体育館床の保護・ツヤ出し、すべり止め効果があり、ダストコントロール作業にどうぞ。



推薦

日本学校保健会



ペンギンワックス

※ カタログご希望の方は、SCS係宛お申し込み下さい。
本社・大阪市東成区東中本3-10-14(〒537) TEL06(976)1451
支店・札幌・東京・名古屋・大阪・高松・広島・福岡

歯ブラシはお口に合せて選びましょう。



推薦

日本学校保健会

バネットライオンジュニア

ライオン株式会社